



令和3年12月20日

消防局予防課

大阪市北区で発生したビル火災を受けた緊急点検の実施

12月17日（金）に発生した大阪市のビル火災を受けて、川口市消防局では、特別に査察班を編成し、下記のとおり市内の防火対象物の緊急点検を実施します。

記

- 日時 令和3年12月21日（火）から
- 対象 市内の不特定多数の方が出入りする事業所などで、当該建物の屋内階段が1つのみで、地上3階以上、又は2階以上で地階がある防火対象物
（消防法施行令第4条の2の2第2号に該当する特定一階段等防火対象物）
- 内容 防火管理の実施状況や消防用設備等の設置状況、避難経路等に係る点検